

# 川崎市マイスター事業要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、技術・技能職者の社会的及び経済的な地位の向上を図り、日々の研鑽により極めて優れた技術・技能を保持している勤労市民を認定し、「かわさきマイスター」の称号を贈り、もって技術・技能を尊重する社会的な気風を醸成し、技術・技能の振興及び継承に寄与することを目的とする。

## (かわさきマイスターの対象者)

第2条 かわさきマイスターは、手、道具又は機械を駆使し、極めて優れた技術・技能を発揮して、市民生活の向上に役立つものを作り出す仕事に現役で従事している健全な勤労市民で、応募時点において次の各号に該当する者、若しくは特に市長が認めた者を対象とする。

- (1) 市内に1年以上居住している者、若しくは、おもに市内で1年以上職業に従事している者
- (2) その職種に25年以上の従事経験を有し、年齢40歳以上の者

## (募集及び推薦)

第3条 市長は、かわさきマイスターの候補者の募集を行う。

- 2 あらゆる個人及び団体は、自薦を含み、かわさきマイスター候補者推薦書（第1号様式。以下「推薦書」という。）を市長に提出することにより、候補者を推薦できる。
- 3 候補者の推薦については、別に要領を定める。

## (かわさきマイスター選考委員会)

第4条 市長は、前条の推薦に基づく候補者の中からかわさきマイスターの選考を行うために、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の規定に基づき、かわさきマイスター選考委員会(以下「委員会」という。)を設置し、これに諮問する。

- 2 委員会は、別に定める基準に基づき、真にかわさきマイスターにふさわしい者を厳正かつ公正に選考し、その結果を市長に答申する。
- 3 会議の公開可否については委員会で協議し決定する。
- 4 委員報酬を受けない委員に対しては、川崎市報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）及び川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）の規定に基づき、費用弁償額を支給する。
- 5 前項の費用弁償の等級については、別表のとおりとする。
- 6 委員会の庶務は、経済労働局労働・人材支援部が行う。

## (秘密の保持)

第5条 委員は、次の各号の事項について、秘密を他に漏らしてはならない。

- (1) 推薦書に記載されている事項
- (2) 候補者の業務及びプライバシーに関する事項
- (3) その他職務上知り得た事項

(認定)

第6条 市長は、委員会の答申に基づき、毎年度、原則として5名以内の候補者をかわさきマイスターに認定する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(処遇等)

第7条 市長は、かわさきマイスターに対して、次の各号に掲げる処遇等を行う。

- (1) 称号を証する証書の授与
- (2) 認定を証する物品等の贈呈
- (3) 掲出物等による顕彰
- (4) 報奨金の授与
- (5) その他技術・技能の尊重、振興及び継承に結びつく処遇
- (6) マイスター協力事業の活動経費の支援

(かわさきマイスターの協力を得た事業等の実施)

第8条 市長は、かわさきマイスターの協力を得て、次の各号に掲げる事業等を行う。

- (1) かわさきマイスターが保持している技術・技能の記録、保存、展示、披露等に関する事業
- (2) 教育現場での見学及び体験による学習、並びに実技及び進路等の指導に関する事業
- (3) その他技術・技能の尊重、振興及び継承に関する事業

(処遇の取消し等)

第9条 市長は、かわさきマイスターに著しくふさわしくない行為があると認める場合には、第6条に規定する認定を取消し、又は称号の使用を含め第7条に規定する処遇等を制限することができる。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成15年度までに認定された者について、現に施行されている同要綱第8条第4号による助成金の交付に関して、この要綱の施行後も、その効力を有する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要領の廃止)

かわさきマイスター選考委員会運営要領（1997年（平成9年）4月1日施行）は廃止する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和5年12月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

役職等	適用等級
川崎市における部長と同等の役職の者	2等級
川崎市における課長と同等の役職の者	3等級
川崎市における係長と同等又はそれ以下の役職の者	4等級